

入 札 要 領

- 第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札してください。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。
- 第4条 入札は九州財務局、大分財務事務所、鹿児島財務事務所（以下、「九州財務局等」という。）から交付を受けた入札書に必要な事項を記入・押印し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間内（平成29年9月22日（金）から平成29年10月4日（水）午後5時00分まで〈必着〉）に九州財務局管財部統括国有財産管理官①あて簡易書留郵便により郵送又は持参によって提出しなければなりません。
- 2 入札締切日までに到着しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。
- 第5条 入札者は入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を九州財務局等から交付を受けた振込依頼書を用いて、九州財務局の預金口座（口座番号等：振込依頼書記載のとおり）に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金提出書（2枚複写）の2枚目の入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出して下さい。保管金受入手続添付書の貼付がないと九州財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。
- 2 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
- 3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記入してください。
- 4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。
- 第6条 入札書の記入に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。
- 2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の本人名義の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の返還先欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。
- ただし、金融機関の代理店への振り込みはできません。
- 第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- 第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 公示書又は本要領の条項に違反するもの
 - (2) 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの
 - (3) 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの
 - (4) 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
 - (5) 担当官等が入札書不完全と認めたもの
 - (6) 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
 - (7) 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
 - (8) 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
 - (9) 第5条に規定する入札保証金を差し出さないもの
 - (10) 1物件に対し、一人で複数の入札をしたもの
 - (11) 最低売却価格に達しない入札をしたもの

- (12) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに
国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴
対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が
入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとし
て警察当局から排除要請を受けた者をいう。

- ① 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他
社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

- ② 次のいずれかに該当するとき

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、
法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表
者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」とい
う。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」
という。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に
損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す
るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して
いるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると
き

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する
などしているとき

- ③ ①、②の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

- (14) 入札関係提出書類に虚偽の記載があるもの

第9条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会
いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に
際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第10条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請の
ある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札
者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。
第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するもの
とし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするるとも
に、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限
る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札
者を決定します。当該入札者が開札会場にいない場合等は、国の指定した者が代わってく
じを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局
から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

落札後の契約等手続きについては、入札物件所在地を管轄する九州財務局等において行うこととなります。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、九州財務局のホームページに入札の実施結果（応札者数、落札・不調・無効の別）を公表します。なお、電話による開札結果の照会は、お断りしています。

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により速やかにこれを還付します。なお、落札者の入札保証金は、第16条に定める契約保証金に充当できます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、落札決定を留保した場合において、開札後、入札参加者から落札決定前に「入札辞退届」の提出があった場合には、入札保証金を還付します。

2 契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合には、入札保証金は、売買代金に充当します。

第14条 落札者が落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

第15条 農地法（昭和27年法律第229号）第3条及び第5条の許可申請又は届出を要する物件については、落札者は、自己の負担で、落札後速やかに許可申請又は届出の手続きを行い、落札決定の日から4ヶ月以内に売買契約を締結しなければなりません。なお、正当な理由なく期限内に売買契約を締結しなかった場合や許可が得られないこと及び届出が受理されないことにより売買契約が締結できなくなった場合は、落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第16条 落札者は、契約を締結しようとするときは、第13条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を、現金又は九州財務局において指定する金融機関の口座へ振り込む方法により納付するか、これに代えて銀行振出小切手又は国債により提供しなければなりません。なお、登録国債で納めようとする場合には、国債規則（大正11年大蔵省令第31号）第41条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。

第17条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。ただし、契約保証金を国債により納付した場合は、売買代金に充当する取扱いはできないことから、売買代金の全額を納付した後に契約保証金を納付した時発行した受領証書と引換えに還付します。

第18条 落札者との売買契約締結後、速やかに、契約内容（物件所在地、登記地目、数量、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の区分。法人にあつては業種を付記する。）を公表します。

第19条 本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。